

平成29年3月17日

各位

更生会社 T F K 株式会社  
管財人 小畑 英一

## 更生手続終結決定のお知らせ

当社は、平成29年3月17日、東京地方裁判所より更生手続終結の決定を受けました。ここに謹んでご報告申し上げるとともに、関係者の皆様に対しまして、心より感謝申し上げます。

当社は、平成22年9月28日、東京地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、平成23年10月31日、同裁判所より更生計画認可決定を受けました。この度、更生計画に基づく全ての更生債権者等への弁済及び供託を完了し、更生計画が遂行されたことから、本日、同裁判所より更生手続終結決定を受けた次第です。

当社は、平成29年2月28日に解散し、清算手続に入っております。管財人室は本日をもって閉鎖し、コールセンターの電話受付も終了いたしました。

債権者の方々をはじめとする関係者の皆様の、本更生手続に対するこれまでのご理解とご協力に、深く感謝申し上げます。

以上

平成22年(ミ)第12号 会社更生事件

決 定

東京都中央区日本橋室町三丁目3番1号E. T.

S. 室町ビル7階

更生会社 T F K株式会社

管財人 小畑 英一

主 文

本件更生手続を終結する。

理 由

本件更生会社においては、平成23年10月31日に認可され、同年12月28日に変更された更生計画が遂行されたので、会社更生法239条1項1号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

平成29年3月17日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 大 竹 昭 彦

裁判官 櫻 井 進

裁判官 吉 田 晃 一